



# 1

## 随意契約理由書

1. 案件名称  
長居公園事務所管内公園樹維持工事－2－1

2. 契約の相手方  
株式会社K e i ' s

3. 随意契約理由

本件は、平成31年6月28日、29日にインテックス大阪で開催されるG20大阪サミット開催に向けた環境整備として、市内公園の防犯性向上のための、剪定・刈り込み・補植を行う工事である。

G20開催に向けた、環境整備の実施を行うにあたって要人警護の観点から、警備路線や要人の宿泊先などは公表できないことから、施工場所の確定直前になることが想定されるとともに、警察からの指示により速やかに作業対応しなければならない可能性が非常に高く、施工場所が既契約履行中の施工業者と重複し、出会い帳場となることから、他業者で施工した場合、施工の責任性が不明確となる。

公園樹の維持については、樹木（植物）の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期（植栽適期）等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事であり、『公園樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められている。

既契約業者は、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保でき、長居公園事務所管内公園樹維持工事－2については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、台風における応急対応も一部実施してきていることから、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の長居公園事務所管内公園樹維持工事－2に今回発生した工事の追加することは困難であるため、別契約の長居公園事務所管内公園樹維持工事－2－1として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署  
建設局 公園緑化部 緑化課（電話番号：06-6469-3857）

## 2

### 随意契約理由書

1. 案件名称  
扇町公園事務所管内公園樹維持工事－1
2. 契約の相手方  
伊原園芸株式会社
3. 随意契約理由

本件は、平成31年6月28日、29日にインテックス大阪で開催されるG20大阪サミット開催に向けた環境整備として、市内公園の防犯性向上のための、剪定・刈り込み・補植を行う工事である。

G20開催に向けた、環境整備の実施を行うにあたって要人警護の観点から、警備路線や要人の宿泊先などは公表できないことから、施工場所の確定直前になることが想定されるとともに、警察からの指示により速やかに作業対応しなければならない可能性が非常に高く、施工場所が既契約履行中の施工業者と重複し、出会い帳場となることから、他業者で施工した場合、施工の責任性が不明確となる。

公園樹の維持については、樹木（植物）の維持工事を緑化課において発注しており、その内容は、【夏・秋】枝葉の生長が休止する時期の剪定、【秋】落葉時期の落葉苦情対応、【冬】根の休眠期（植栽適期）等、年間を通して樹木の保全・育成を実施する工事であり、『公園樹の維持にあたって市民等からの通報を受けた場合、その状況に応じて緊急的な処理や、施設の適正かつ効率的な保全のための即時的な対応について、本市からの要請に対して速やかに対処する。』と定められている。

既契約業者は、樹木特性や施工場所を熟知しており、必要となる資材の手配や、現場作業について速やかに施工体制を確保でき、扇町公園事務所管内公園樹維持工事については、契約後これまでの期間において計画的な維持工事に加え、台風における応急対応も一部実施してきていることから、すでに緑化課分の決議金限度に迫る出来高に至っており、既契約の扇町公園事務所管内公園樹維持工事に今回発生した工事の追加することは困難であるため、別契約の扇町公園事務所管内公園樹維持工事－1として発注することとし、既契約業者と随意契約を行うものである。

4. 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
5. 担当部署  
建設局 公園緑化部 緑化課（電話番号：06-6469-3857）